第三十九条第一項	刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分及び同法第三十条の規定による仮出場を許す処分	
第五十条第一項第三号	第三十九条第三項（第四十二条において準用する場合を含む。）又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項	第三十九条第三項
第五十条第一項第四号	第三十九条第三項（第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七第一項（第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。）	第三十九条第三項
第五十条第一項第五号	転居（第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた収容可能期間（以下「収容期間」という。）の満了により釈放された場合において前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。）	転居
第五十一条第二項	次条に定める場合を除き、第五十二条	第五十二条
	第七十二条第一項及び第七十三条第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項	刑法第二十九条第一項
第六十三条第八項	第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条	第七十六条第一項
第六十三条第九項	第七十一条の規定による申請、第七十三条第一項の決定又は第七十五条第一項の決定	第七十五条第一項の決定

第八十四条	第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項	第八十二条第一項又は第二号
第八十六条第一項	前条第一項各号	前条第一項第一号又は第二号
	同項第一号、第二号、第五号又は第九号	同項第一号又は第二号
第八十六条第二項	前条第一項各号	前条第一項第一号又は第二号
第八十六条第二項及び第三項	刑事上の手続	国際受刑者移送法第十三条の規定による命令
第九十七条第一項	特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権	国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑の執行の減軽及び免除
第三十三条	少年法第五十八条第一項	国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十二条
第八十五条第一項及び第四項	刑事上の手続	国際受刑者移送法第十三条の規定による命令
第八十五条第一項第二号	拘禁刑又は拘留の刑	国際受刑者移送法第二十五条第二項の規定による共助刑

刑法等一部改正法第七条の規定による改正後の更生保護法

（勲等の褫奪に関する経過措置）

第四十三条　勲章を有する者で刑法等一部改正法の施行前にした行為により三年未満の禁錮に処せられたもの（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）の勲等の褫奪については、整理法第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（有位者の失位に関する経過措置）

第四十四条　有位者で刑法等一部改正法の施行前にした行為により三年未満の禁錮に処せられたもの（刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者を除く。）の失位については、整理法第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、刑法等一部改正法の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元